

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第16期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	Members Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03 - 5843 - 5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03 - 5843 - 5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8-20)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第2四半期 累計期間	第16期 第2四半期 累計期間	第15期 第2四半期 会計期間	第16期 第2四半期 会計期間	第15期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	1,850,832	2,171,942	979,408	1,114,729	3,974,584
経常利益(千円)	14,706	56,665	30,323	29,679	121,553
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(千円)	46,768	85,041	29,196	58,608	56,999
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	771,275	771,275	771,275
発行済株式総数(株)	-	-	29,560	29,560	29,560
純資産額(千円)	-	-	723,941	914,698	828,367
総資産額(千円)	-	-	1,354,608	1,607,300	1,612,557
1株当たり純資産額(円)	-	-	25,656.23	32,367.05	29,339.40
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	1,657.46	3,013.82	1,034.72	2,077.05	2,020.03
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	3,002.44	-	2,068.18	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	53.4	56.8	51.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	114,699	27,417	-	-	22,771
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	35,288	1,303	-	-	43,550
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	74,664	15,252	-	-	64,809
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	304,127	506,405	465,038
従業員数(人)	-	-	167	162	169

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、第15期第2四半期累計期間および第15期第2四半期会計期間は、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。また、第15期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社の事業内容には重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	162	(21)
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第2四半期会計期間の平均雇用人数を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【制作、受注及び販売の状況】

当社は、前事業年度まで事業区分を「インタラクティブ・マーケティング事業」と表記しておりましたが、経営ビジョンを、より明確に表現すべく、第1四半期会計期間より「ネットビジネス支援事業」と表記しております。

(1) 制作実績

区分	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
ネットビジネス支援事業(千円)	515,644	117.5
合計(千円)	515,644	117.5

(注)1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記金額は、製造原価によっております。

(2) 広告及び商品の仕入実績

区分	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
ネットビジネス支援事業(千円)	414,711	116.0
合計(千円)	414,711	116.0

(注)1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注状況

区分	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ネットビジネス支援事業	1,094,674	112.4	292,836	110.1
合計	1,094,674	112.4	292,836	110.1

(注)1. 上記金額には、消費税は含まれておりません。

2. 上記金額は、販売価格によっております。

(4) 販売実績

区分	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
ネットビジネス支援事業(千円)	1,114,729	113.8
合計(千円)	1,114,729	113.8

(注)1. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の

総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トレンドマイクロ株式会社	110,838	11.3	139,257	12.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1) 当社は、2010年7月28日に開催された取締役会において、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：矢嶋弘毅 以下、D A C）との資本・業務提携を行うことを決議し、D A Cとの間で資本・業務提携契約を締結いたしました。

また、D A Cは、当社の既存株主からの株式譲受けにより、当社の主要株主に該当することとなりました。

資本提携の内容

両社の関係をより緊密なものとするため、D A Cは以下の通り当社の株式を取得いたしました。

- (a) 取得株式数 普通株式 5,588株（議決権割合 19.8%）
- (b) 取得日 2010年7月29日（木）

業務提携の内容

D A Cおよび当社は、以下のサービスに関し、D A Cグループおよび当社のもつノウハウを相互に活かし、共同で取り組む範囲の拡大および協業の推進を行います。

- (a) ネットビジネス運営代行サービス
- (b) ソーシャルコミュニティ運営代行サービス
- (c) スマートフォンを利用したマーケティングソリューション

上記以外にも、当社と、インターネットマーケティングにおいて様々な事業を展開するD A Cグループとの間で、相互に人材交流やサービスを補完する等、連携の拡大を図ります。

提携の相手先及び新たに主要株主に該当することとなる株主の概要

（2010年8月31日現在）

商号	デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社
代表者	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
設立年月日	1996年12月2日
主な事業内容	インターネットメディアレップ事業等
資本金	4,031,837千円
発行済株式数	534,423株

当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 （2010年7月28日現在）	-	-	-
異動後	5,588個 （5,588株）	19.8%	第2位

(2) 当社は、2010年9月17日に開催された取締役会において、当社と株式会社ブレインパッドで締結した2008年11月5日の共同事業契約書及び2009年9月11日に締結した追加合意書に基づいて運営してきた共同事業に関する営業権や知的財産権等の当社が有する一切の権利を、株式会社ブレインパッドに譲渡することを決議いたしました。

譲渡の概要

- (a) 譲渡金額 38百万円
- (b) 譲渡先 株式会社ブレインパッド
東京都品川区東五反田5丁目2番地5号
- (c) 譲渡契約日 2010年9月17日
- (d) 譲渡日 2010年9月30日

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間において、わが国の経済は、政府の経済対策や海外経済の回復傾向等に伴い、景気を持ち直し基調が見られますが、欧米での金融経済の景気変動リスクは引き続き存在するため、緩やかな回復で推移しました。それに伴い当社の既存顧客の広告宣伝費も回復傾向にあり、その結果当社も既存顧客からの売上が回復しました。

また、当社が属するインターネット業界では、iPhoneやAndroidなどに代表されるスマートフォンの普及もあり、ソーシャルメディア（Twitter に代表されるミニブログ、FaceBookやMixiといったインターネット上で様々な人と繋がるソーシャルコミュニティなど）が急速に消費者生活に浸透しており、企業のソーシャルメディアを活用したマーケティングへの需要は拡大してきております。

このような状況の下、当社は期初に策定した中期経営計画において「企業のネットマーケティングを総合的に支援するインタラクティブ・エージェンシー」から、「ソーシャルメディア時代をリードし、クライアントと共にビジネスを創造するネットビジネスパートナー」へ事業転換することを掲げており、それに沿って事業モデルの転換や更なる強化を図っております。

新サービスとして「Facebook ファンページ開設支援サービス」やTwitterのID/パスワードを使い、商品ページにレビューを投稿すると同時にTwitterにつぶやきを投稿し、併せて自動的にコミュニティサイトを生成するASPツールである「ツイっとレビュー」などのソーシャルメディア関連のサービスをリリースし、ソーシャルメディアマーケティングの支援などの領域へ着々と邁進しております。

また、従来の強みであるインターネット・ビジネス運用代行サービスの基盤強化を図るため、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：矢嶋弘毅 以下、DAC）と資本・業務提携を行いました。DACグループの持つ顧客基盤や最適なネットソリューションの提供体制を活かすことで、当社既存サービスの更なる強化と同時にソーシャルメディアマーケティングサービス領域の強化を図っております。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は1,114百万円（前年同期比13.8%増）、営業利益は30百万円（前年同期比1.8%減）、経常利益は29百万円（前年同期比2.1%減）、四半期純利益は58百万円（前年同期は四半期純損失29百万円）となりました。

(2) 財政状態

(総資産)

当第2四半期会計期間末の総資産は1,607百万円（前事業年度末比5百万円の減少）となりました。これは主として、現金及び預金が41百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が70百万円減少したことによるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債は692百万円（前事業年度末比91百万円の減少）となりました。これは、短期借入金が25百万円増加したものの、買掛金が102百万円、賞与引当金が19百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては914百万円（前事業年度末比86百万円の増加）となりました。これは主として、四半期純利益によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、第1四半期会計期間末に比べて47百万円増加し、506百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において営業活動の結果得られた資金は、77百万円(前年同四半期は69百万円の使用)となりました。収入の主な内訳は、税引前四半期純利益58百万円、仕入債務の増加36百万円によるものであり、支出の主な内訳は、事業譲渡益28百万円、その他の流動負債の減少20百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は、0百万円(前年同四半期比24百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は、29百万円(前年同四半期比25百万円増)となりました。これは、主として短期借入金の返済によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解している者でなければならぬと考えます。

したがって、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、かかる特定の者またはグループが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益を保全するための相当な措置を講ずることといたします。

基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は平成7年の創業以来、「デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する」ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成22年6月28開催の第15期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下本プランといいます。)の一部改定・継続を決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が従うべき手続きとして、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という「大規模買付ルール」を定めています。具体的な手続きは次のとおりです。

(イ) 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

(ロ) 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(二) 独立委員会の設置

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.members.co.jp/>)に掲載している平成22年5月26日付ニュースリリースをご覧ください。

(c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様へ共通の利益に合うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様へ判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様へ共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討することまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様へ判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。結果として、当該プロセスを経ることは、まさに基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、大規模買付ルールを設定することといたしました。

(5) 研究開発活動
該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設および除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,560	29,560	名古屋証券取引所 (セントレックス)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	29,560	29,560		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回定時株主総会特別決議	平成16年8月26日
取締役会決議日	平成17年2月9日
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	204個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	204株
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成26年7月31日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 45,000円 資本組入額 22,500円
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第10回定時株主総会特別決議	平成17年 8月26日
取締役会決議日	平成17年 9月 1日
	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数	163個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	163株
新株予約権の行使時の払込金額	50,000円
新株予約権の行使期間	平成19年 9月 1日 ~ 平成27年 7月31日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法に基づき発行した新株予約権は、下記のとおりであります。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法により、当社取締役および監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、平成21年6月29日開催の第14回定時株主総会において決議されております。

それを受け、平成21年12月15日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し、平成22年1月6日に割り当てをいたしました。

概要は、次のとおりであります。

第14回株主総会決議	平成21年6月29日
取締役会決議日	平成21年12月15日
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	877個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	877株
新株予約権の行使時の払込金額	18,067円
新株予約権の行使期間	平成23年12月16日～ 平成26年12月15日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 18,067円 資本組入額 9,034円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。</p> <p>(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(c) 新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	29,560	-	771,275	-	401,738

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
剣持 忠	東京都杉並区	8,509	28.78
デジタル・アドバタイジング・コ ンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	5,588	18.90
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	2,832	9.58
有限会社光パワー	東京都港区南麻布3-19-23 オーク南麻布13階	1,700	5.75
株式会社メンバーズ	東京都品川区西五反田5-2-4 レキシントン・プラザ西五反田	1,343	4.54
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋1-16-15	1,020	3.45
メンバーズ従業員持株会	東京都品川区西五反田5-2-4 レキシントン・プラザ西五反田8階	902	3.05
小峰 正仁	神奈川県三浦郡葉山町	481	1.62
クレジットスイスチューリッヒ (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O.BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	441	1.49
山本 治	東京都世田谷区	408	1.38
計		23,224	78.56

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,343		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,217	28,217	
単元未満株式			
発行済株式総数	29,560		
総株主の議決権		28,217	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メンバーズ	東京都品川区西五反田5-2-4	1,343	-	1,343	4.54
計		1,343	-	1,343	4.54

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	26,400	24,000	22,220	23,900	21,800	23,790
最低(円)	16,800	17,660	18,000	18,800	19,300	19,900

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	506,405	465,038
受取手形及び売掛金	803,786	874,120
仕掛品	51,480	48,572
その他	52,666	16,467
貸倒引当金	42	61
流動資産合計	1,414,297	1,404,138
固定資産		
有形固定資産	38,803	42,151
無形固定資産	3,732	16,629
投資その他の資産		
敷金及び保証金	124,622	124,622
その他	25,845	25,014
投資その他の資産合計	150,467	149,637
固定資産合計	193,003	208,418
資産合計	1,607,300	1,612,557
負債の部		
流動負債		
買掛金	349,387	451,397
短期借入金	25,100	-
1年内返済予定の長期借入金	16,008	16,008
未払金及び未払費用	143,002	137,085
未払法人税等	4,628	5,352
賞与引当金	51,036	70,906
その他	45,180	28,024
流動負債合計	634,344	708,775
固定負債		
長期借入金	42,648	50,652
リース資産減損勘定	8,390	15,640
その他	7,219	9,122
固定負債合計	58,257	75,414
負債合計	692,602	784,189

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	771,275	771,275
資本剰余金	401,738	401,738
利益剰余金	214,703	299,744
自己株式	45,415	45,415
株主資本合計	912,894	827,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	406	16
評価・換算差額等合計	406	16
新株予約権	1,397	497
純資産合計	914,698	828,367
負債純資産合計	1,607,300	1,612,557

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,850,832	2,171,942
売上原価	1,545,086	1,805,931
売上総利益	305,746	366,010
販売費及び一般管理費	290,075	308,771
営業利益	15,670	57,239
営業外収益		
受取利息	83	104
受取配当金	96	192
受取手数料	-	247
受取保険金	120	-
その他	5	97
営業外収益合計	305	641
営業外費用		
支払利息	547	1,054
支払手数料	120	-
過年度消費税等	423	-
その他	179	160
営業外費用合計	1,269	1,215
経常利益	14,706	56,665
特別利益		
事業譲渡益	-	28,942
貸倒引当金戻入額	1,467	19
特別利益合計	1,467	28,962
特別損失		
固定資産除却損	26,413	-
本社移転損失	28,544	-
特別退職金	6,840	-
特別損失合計	61,797	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	45,623	85,628
法人税、住民税及び事業税	1,145	1,145
法人税等還付税額	-	558
法人税等合計	1,145	587
四半期純利益又は四半期純損失()	46,768	85,041

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	979,408	1,114,729
売上原価	806,958	927,093
売上総利益	172,450	187,636
販売費及び一般管理費	141,722	157,473
営業利益	30,727	30,163
営業外収益		
受取利息	83	104
受取手数料	-	100
その他	5	-
営業外収益合計	88	204
営業外費用		
支払利息	399	607
その他	93	80
営業外費用合計	493	687
経常利益	30,323	29,679
特別利益		
事業譲渡益	-	28,942
特別利益合計	-	28,942
特別損失		
固定資産除却損	26,413	-
本社移転損失	25,694	-
特別退職金	6,840	-
特別損失合計	58,947	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	28,624	58,622
法人税、住民税及び事業税	572	572
法人税等還付税額	-	558
法人税等合計	572	14
四半期純利益又は四半期純損失()	29,196	58,608

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	45,623	85,628
減価償却費	6,311	8,975
株式報酬費用	-	899
本社移転損失引当金の増減額(は減少)	31,088	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,467	19
賞与引当金の増減額(は減少)	19,271	19,869
受取利息及び受取配当金	180	296
支払利息	547	1,054
固定資産除却損	26,413	-
事業譲渡損益(は益)	-	28,942
特別退職金	6,840	-
売上債権の増減額(は増加)	28,168	78,069
たな卸資産の増減額(は増加)	17,978	2,908
その他の流動資産の増減額(は増加)	29,381	1,826
仕入債務の増減額(は減少)	125,852	102,010
その他の流動負債の増減額(は減少)	3,370	7,159
小計	104,471	29,565
利息及び配当金の受取額	180	296
利息の支払額	2,268	903
特別退職金の支払額	4,980	-
法人税等の支払額	3,159	2,099
法人税等の還付額	-	558
営業活動によるキャッシュ・フロー	114,699	27,417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	686
無形固定資産の取得による支出	400	-
投資有価証券の取得による支出	625	617
敷金及び保証金の差入による支出	34,622	-
その他の収入	360	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,288	1,303
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	50,000
短期借入金の返済による支出	-	24,900
長期借入れによる収入	80,000	-
長期借入金の返済による支出	5,336	8,004
リース債務の返済による支出	-	1,843
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,664	15,252
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	75,323	41,366
現金及び現金同等物の期首残高	379,450	465,038
現金及び現金同等物の四半期末残高	304,127	506,405

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これにより、損益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、34,508千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、29,831千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 135,615千円	給料手当 128,845千円
賞与引当金繰入額 5,972	賞与引当金繰入額 19,852

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 65,494千円	給料手当 64,111千円
賞与引当金繰入額 5,972	賞与引当金繰入額 11,012

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 304,127千円	現金及び預金勘定 506,405千円
現金及び現金同等物 304,127	現金及び現金同等物 506,405

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,560株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,343株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 1,397千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む取引の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ブレインパッド

(2) 分離した事業の内容

検索エンジン広告最適化事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社の経営資源をソーシャルメディアマーケティング分野へ集中させるため

(4) 事業分離日

平成22年9月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 事業譲渡益の金額

28,942千円

(2) 移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産 9,057千円

資産合計 9,057千円

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ネットビジネス支援事業

4. 四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	会計期間	累計期間
売上高	23,957千円	37,203千円
営業利益	9,664千円	13,342千円

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)

当社は、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 32,367.05円	1株当たり純資産額 29,339.40円

2. 1株当たり四半期純利益金額及び1株当たり四半期純損失金額

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,657.46円	1株当たり四半期純利益金額 3,013.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3,002.44円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	46,768	85,041
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	46,768	85,041
期中平均株式数(株)	28,217	28,217
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	107
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,034.72円	1株当たり四半期純利益金額 2,077.05円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,068.18円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	29,196	58,608
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	29,196	58,608
期中平均株式数(株)	28,217	28,217
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	121
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社メンバーズ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸城 秀樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンバーズの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書作成会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月9日

株式会社メンバーズ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンバーズの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書作成会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。